

令和 8 年度 第 1 回瑞浪市文化財審議会 会議録

■日 時： 7 月 2 日（木） 1 0 時 0 0 分から 1 2 時 0 0 分まで

■場 所：瑞浪市化石博物館 レクチャールーム

■出席者：青木本吉、小木曾健夫、小倉明人、小栗幸江、小栗 茂、澤井計宏、
三戸憲和、柴田明芳、渡邊敏博

欠席者：なし

事務局：砂田普司、安藤佑介、河野和弘

■あいさつ

（内容は省略）。

■報告・審議事項

（１）令和 7 年度文化財関連事業報告について

【事務局より、資料 1 を用いて令和 7 年度の事業報告について説明】

会 長：令和 7 年度事業報告についてご意見、ご質問等があれば発言をお願いしたい。

委 員：相生座屋根の修理事業への補助は、指定文化財でないものの当市にとって重要な歴史遺産への補助を実施した点でよい実績と考える。

委 員：ヒトツバタゴ自生地を定期的に巡視している。雑木伐採は効果的であり樹勢の回復が期待できると考える。また事業の計画から伐採までも迅速な対応だったと思う。

（２）令和 8 年度文化財関連事業計画について

【事務局より、資料 2 を用いて令和 8 年度の事業計画について説明】

会 長：令和 8 年度事業計画についてご意見、ご質問等があれば発言をお願いしたい。

委 員：市内遺跡の試掘調査はどこで実施を予定しているか。

事務局：試掘調査は、事業者が届け出る開発行為の内容に応じて、その都度実施の可否を決定している。したがって、あらかじめ調査地を決め、試掘調査を計画しているわけではない。ただし、今後は遺跡の範囲内容を確認する等、必要な知見や情報を得るための発掘調査を実施する場合がある。

委 員：今後、発掘調査をあらかじめ計画する事案があれば審議会委員にも情報共有いただきたい。

事務局：承知した。

（３）文化財の指定について

会 長：まず、大湫観音堂等の指定に向けた進捗状況について、事務局からの説明を求める。

【事務局より、資料 3 を用いて答申事由書案について説明】

事務局：堂内に保管されている三十三所観音菩薩像の造立年代を判定するために、４月２３日に有識者による現地調査を実施した結果、いずれの像も堂宇が再建された弘化４年（１８４７）頃ではなく、古記録で堂宇の存在が確認できる最も古い年代の１７世紀後半から１８世紀前半頃の造立であることがわかった。当該調査の結果をふまえ、三十三所観音菩薩像は、堂宇の文化財的価値と深く関連するため、一体となって保護を図る「附指定」で答申事由書案を作成した。「附指定」ではなく堂宇のみの指定が適当であるという意見等も含めご意見をお伺いしたい。

委員：仏像は堂宇とともにその歴史や信仰を伝える要素だと考えるため、「附指定」で一括に指定するべきだと判断するが、答申事由書案については少し時間をかけて確認したい。

委員：三十三所観音の信仰は、答申事由書に記載された十三峠や芦俣の石窟だけでなく、日吉町など市内で多数確認されており、当地に広く流行し根付いていたことがうかがえる。三十三所観音菩薩像は、近世における観音信仰の形態と当地での流行を示しており、堂宇創建の契機となった可能性もあり重要と考える。

会長：三十三所観音菩薩像は、当市の観音信仰を伝える点で重要であり、大湫観音堂とともに一括して保護を図るべきという意見が多数出された。事務局案のとおり「附指定」が適当と思われるが、答申事由書については、各自で十分に確認していただき、次回以降の審議会で内容を判断したい。

事務局：承知した。

会長：次に白磁ディナーセットの指定に向けた進捗状況について、事務局からの説明を求める。

【事務局より、資料４を用いて製品等の選定基準を作成した上で選定を進めている旨を説明】

会長：只今事務局から説明があった。製品等の選定基準について、ご意見、ご質問があれば発言をお願いしたい。

委員：製陶業界で機械化による生産ラインが確立したのは昭和４０年代後半であり、昭和５０年代以降は、機械によって大量生産された製品が主体を占める。職人の手作業による成形技法が最も成熟したのは昭和３０年代であり、その時期までの製品を中心に選定を進めるべきと考える。

委員：昭和５０年代以降の製品は多いのか。少量なのであれば、無理に除外する必要はないと思う。

事務局：昭和５０年代以降の製品はさほど多くない。また、選定作業において数量が多く、主体となるのは昭和１０年代から３０年代までの製品である。

委員：数量が多くないのであれば、特徴的な一部を選定して指定にするのは

いかがか。昭和50年代以降の製品すべてを除外するのではなく、曾根磁甕園製陶所の歴史や生産技術の変遷を体系的に示す資料群のひとつとして含めるべきと考える。

委員：デザイン画のみではなく、デザイン画に基づき作成された製品も定作業において確認しているか。また、製図用具は特殊な形状など、他に見られない使用がなされたものか。

事務局：デザイン画と一致する製品をいくつか確認している。また、製図用具はいわゆる雲形定規であり一般的な市販品と考えるが、保存状態は良好である。

委員：デザイン画と一致する製品があるならば、資料的価値は高いと考える。製品ではないものの、操業当時の技術水準や職人の様子を伝える資料として指定に含めてよいと考える。

事務局：昭和50年代以降の製品やデザイン画等の取り扱いについて、有用なご意見をいただいた。ご意見をもとに、引き続き製品の選定を行う。

会長：事務局には選定が終わり次第、指定する製品群の案を報告されたい。

事務局：承知した。

■その他

(1) 深沢峡のクマガイソウ自生地について

【事務局より、今年4月に現地確認し、指定は解除せず現状維持が適切と判断した旨を報告】

(2) 環境審議会への推薦について

【事務局より、引き続き三戸委員を推薦した旨を報告】

(3) 中山道整備検討懇談会への参加について

【事務局より、中山道整備基本計画策定懇談会に引き続き、澤井委員に参加していただく旨を報告】

(4) 稲津町小里 釜糠のハナノキ自生地について

【事務局より、地元から新たに市指定文化財の申請をいただく見込みで調整中である旨を報告】

会長：その他意見等がなければ散会としたいがどうか。

【特に意見や質問は無く、散会】